

聖学院大学日本文化学会規約

- 第一条 本会は、聖学院大学日本文化学会と称する。
- 第二条 本会は、事務局を埼玉県上尾市戸崎1-1 聖学院大学人文学部日本文化学科研究室内に置く。
- 第三条 本会は、日本文化研究の進展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第四条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。
- (一) 講演会、研究会。
 - (二) 学会誌『緑聖文化』、会報、ニューズレターなどの発行。
 - (三) その他必要と認めた事業。
- 第五条 本会は、次の会員をもって構成される。
- (一) 聖学院大学人文学部日本文化学科の専任・特任教員、および退職した専任教員。
 - (二) 聖学院大学人文学部日本文化学科の在学生全員。
 - (三) 聖学院大学人文学部日本文化学科の卒業生のうち、会員となることを希望した者。
 - (四) その他本会の役員の協議によって認められた者。
- 第六条 本会の中に「学生会」を置く。
- (一) 学生会は1年生の各アドバイザーグループより1名以上選出されたメンバーによって構成する。また、メンバーは随時増員できるものとする。
 - (二) 学生会は在学生による自主的な活動を推進する役割を担う。
- 第七条 本会に次の役員を置き、共同して本会の企画・運営を推進する役割を担うこととする。
- (一) 会長（日本文化学科長）
 - (二) 運営委員（日本文化学科専任教員並びに特任教員）
 - (三) 学生役員（「学生会」構成員の互選により選出された者。定員については別途定める。）
- また、役員は協議の上、必要に応じて各事業に関する小委員会を設けることができる。

第八条 本会は、年一回の総会を開く。総会は出席会員の三分の二以上の同意を以て議事を決定する。

第九条 本会の経費は、会費及び寄附金、その他の収入を以てあてる。

第十条 本会の会費は以下の通り定める。

- (一) 上記五条（一）に定められた現職の教員会員については年会費として各年度毎に2000円を徴収する。退職した専任教員については会費を免除することとする。
- (二) 上記五条（二）に定められた在学生会員については年会費として各年度毎に2000円を自動徴収する。
- (三) 上記五条（三）に定められた卒業生会員については以下の二種の会員制度を定め、任意に選択できることとする。

1、定期会員

会費2000円（5年間有効）

- ・定期会員は定められた期間中、各年度の『会報』『ニューズレター』を受け取ることができる。学会誌『緑聖文化』を希望する者は1000円を納入することにより、その年度の学会誌を受け取ることができる。
- ・定められた期間を過ぎた時は期間を更新することができる。その際、期間の変更ならびに永久会員への変更もできるものとする。

2、永久会員

会費5000円

- ・永久会員は『会報』『ニューズレター』を永久的に受け取ることができる。学会誌『緑聖文化』を希望する者は1000円を納入することにより、その年度の学会誌を受け取ることができる。

- (四) 上記五条（四）の会員については役員の協議によって定めることとする。

第十一条 本会の事業会計年度は毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

- (付則) 1、本会の規約改正は、役員の審議を経て総会の承認を必要とする。
- 2、本規約は2002年1月16日より施行する
 - 3、本規約は2002年11月27日一部改正、実施する。

- 4、本規約は2004年5月19日一部改正、実施する。
- 5、本規約は2011年7月6日一部改正、実施する。